

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和五年一月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和四年十月七日奈良県指令高土第三四一九号

令和四年十一月三十日奈良県指令高土第三四一九一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年十二月二十七日高土第一〇三二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市北花内九三二番二及び九三三番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葛城市北花内六四五番地三

生野太作

一 許可番号

令和四年一月二十八日奈良県指令高土第三三一六号

令和四年八月一日奈良県指令高土第三三一六一号

令和四年十二月十五日奈良県指令高土第三三一六一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年十二月二十八日高土第一〇三二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡河合町中山台一丁目一四番一二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡河合町中山台一丁目三番地九

岸原章浩